

3. 家庭の状況に合う支援を受けたい

(1) 傷病手当金

会社員や公務員などが、病気などで働けなくなったときに、生活を支えてくれる制度です。健康保険、共済組合に加入しているご本人が、給料がもらえない場合などに、ある程度の収入が保障されます。

加入期間が1年以上あれば、退職後も傷病手当金の給付が受けられる場合があります。退職日までに3日以上連続して欠勤し、以下の条件を満たしていることが条件です。

会社員や公務員の方向けの制度です



対象となる人

健康保険、共済組合、船員保険に加入しているご本人

対象の条件

- ・ 病気のために仕事ができない状態
- ・ 3日以上連続して欠勤している
- ・ 給与が支払われない

※給料をもらっていても、その額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支払われます。



覚えておくこと

- ・ 支給期間は休職4日目から1年6ヵ月間です。
- ・ 担当医師の証明、事業主(会社)の証明が必要になります。
- ・ 会社を辞める前に、加入している医療保険窓口にご相談しましょう。

[問い合わせ先](#) 加入している各医療保険の窓口 [P96](#)

(2) ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭(母子および父子家庭等)の医療費を助成する制度です。所得制限があります。

ひとり親家庭や小児向けの制度です

対象となる人

各種医療保険に加入している以下の方

- ① 母子家庭の母と児童
- ② 父子家庭の父と児童
- ③ 養育する父母がいない児童

対象の条件

事前に申請が必要です。この制度での「児童」とは18歳未満の子どもで、18歳に達した日の属する年度の末日までです。



[問い合わせ先](#) 各市町村の児童家庭課など [P94](#)

(3) 一部負担金の減免制度

災害や失業などにより生活が苦しく、医療費の負担が困難な方に、所定の審査を経た上で一部負担金(ただし自己負担限度額内)の減額または免除をする制度です。

申請は、患者自身で行う必要があります。減額または免除された一部負担金は、加入している医療保険者から支払われます。

生活が困窮した方向けの制度です



[問い合わせ先](#) 加入している各医療保険の窓口 [P96](#)